

ガイドライン更新に向けた論点整理 (第 2 回検討会)

本論点整理にあたっては、①温泉資源の保護に関するガイドラインで示された課題、②これまで各都道府県及び有識者等に対して行ったヒアリング、アンケート調査等を踏まえ、取りまとめを実施した。

1. 未利用源泉への対応（温泉資源保護ガイドラインで示す課題 2）

1-1. 背景

「温泉資源の保護に関するガイドライン」における“当面の課題と課題解決に向けて必要なデータ・法的な議論等”として、未利用源泉に関して以下の点を指摘している。

- ・ 未利用源泉における動力による汲み上げ量と放流の実態
- ・ 未利用源泉から汲み上げられている温泉による周辺環境への影響実態
- ・ 未利用源泉に係る財産権としての取引の実態
- ・ 未利用であることに着目した規制の在り方

1-2. 調査結果（都道府県に対する情報収集結果 (H20～22 年実施) に基づく）

1) 未利用源泉の放流状況について

平成 20～22 年における都道府県への調査の結果では、未利用放流源泉に関する確かな情報は少なく、放流している温泉の実態把握は十分に出来ていないが、確認されている未利用放流源泉の数自体は少ない。掘削揚湯泉で未利用放流している源泉は、5 箇所、掘削自噴泉で未利用放流している源泉数については、回答のあった 24 県で合計 102 箇所、1 県当たりの源泉数にすると 4 箇所程度との調査結果が得られた。

注：未利用放流泉となった理由について、同調査では以下の回答が得られた。

- ・ 自噴利用していたが、温度もしくは量が低下した。
- ・ 湧出が止められない。
- ・ 利用施設が廃止された。

2) 未利用源泉の放流による公益侵害

各都道府県において、未利用源泉の放流による河川水質などの調査は行われておらず、具体的な被害などの確認情報はなかったが、平成 21 年度に

環境省が行った委託調査においては放流された河川や用水路に藻やバクテリアが繁殖して鉄が沈殿していた様子も見受けられた。

このようなことから都道府県の温泉主管部からは、未利用放流泉のみならず、未利用源泉全体を規制できるような法整備も望む意見もあった。

1-3. これまでの調査による課題

- ・ 未利用源泉の存在が保護地域内で新規掘削が原則認められていない場合や距離規制範囲内にある場合に取り扱いが問題となる。
- ・ 未利用源泉は売買や相続で所有者が変わることで住所情報が不明となり、処理できなくなるケースがある。
- ・ 限りある温泉を無効に放流している実態は問題である（注：自然ゆう出泉は除く）。
- ・ ガス等を伴う場合、状況により事故の危険がある。
- ・ 未利用源泉への対応として、埋め戻しを行うことが考えられるが、費用がかかることなのでその資金確保の問題も出てくる。
- ・ 未利用源泉の有効利用としては、地方自治体が行う観測井として温泉地の資源状況をモニタリングすることが挙げられるが、その場合も所有者の理解と協力が必要。

1-4. 都道府県における対応について

今回、都道府県へアンケートを実施し確認した結果は以下の通りである。

○未利用源泉についての都道府県アンケート結果

質問	距離規制を行っている場合に質問です。距離規制において、一定期間利用していない源泉は既存源泉とみなさない考え方で運用がされていますか？		はいとお答えいただいた方への質問です。既存源泉とみなさなくなる期間はどのように設定されていますか？ (内訳) 既存源泉とみなさなくなる未利用期間				
回答	はい	いいえ	10年	5年	3年	未利用となった時点	その他
集計	6	22	0	2	0	4	0

○各都道府県における要綱、要領における未利用源泉の対応事例

A 県 未利用源泉に対する指導

掘削、増掘および動力装置（以下、「掘削等」という）を完了した温泉は、原則として1年以内に利用を行わなければならない。

未利用のまま1年以上経過した源泉については、放流を停止する等の措置を講じなければならない。

未利用のまま2年以上経過した源泉については、源泉の廃止をする等の措置を講じなければならない。

B 県 未利用源泉の取扱い

温泉がゆう出しているにもかかわらず、利用されていない源泉はそのまま放置されていても温泉源に影響を及ぼすことは余りない。しかし、温泉法が掘削申請等の許可にあたって、既存源泉に対する影響を問題とすることから、付近に未利用の既存源泉がある場合でも、その許可等の判断に支障をきたす場合が予想される。

したがって、利用する意思もなく長期間放置されている場合は、掘削許可者又は温泉採取者に対し早急に利用を図るよう指導し、当面利用する予定がない場合は、中止として『温泉採取中止（再開）報告書』の提出を指導する。

温泉が埋没している又は既に駐車場になっているなど、事実上温泉がないと認められるものについても、土地所有者等から『温泉採取事業廃止届

出書』の提出を指導する。

温泉採取者から『温泉採取事業廃止届出書』が提出された場合、源泉台帳を廃止として整理する（台帳は廃棄せず保存する）。基本的に『温泉採取事業廃止届出書』の提出がない以上、温泉が存在していると解釈せざるを得ない。

温泉採取者が行方不明であったり、会社が解散して報告が事実上不可能であったりする等、源泉の管理者が特定できない場合には、その旨を台帳に記載し暫定的に中止扱いとすることができる。ただし、その後、温泉採取者が明らかになり、その利用の意思が明らかである場合には、現地を確認の上、再開として『温泉採取中止（再開）報告書』を提出させる。

また、旧温泉届による未利用源泉についても、採取の実態に応じて採取許可申請又は可燃性天然ガス濃度確認申請を指導するとともに、上記に準じた届出を指導する。

C 県

（未利用源泉に対する指導）

法第3条第1項及び第9条第1項の許可を受けて温泉掘削等の工事を終了した源泉で、未利用のもの（以下「未利用源泉」という。）について、その状況が長期間継続している場合には、温泉所有者に対して早急に利用を図るよう指導するものとする。ただし、温泉掘削等の許可を受けた掘削井で、温泉が湧出しないもの又は利用される見込みのないものについては、原状回復の措置を執らせ、源泉廃孔届を知事あてに提出させるものとする。

2 前項の届出に基づき、薬務課は温泉源泉台帳を整理するものとする。

（未利用源泉に対する影響の取り扱い）

温泉掘削等による将来的に利用される見込みのない未利用源泉に対して法第4条 第1項第1号から第3号までの影響を及ぼした場合、法第9条の規定は適用しないものとする。

2 原則として5年以上継続して利用していない未利用源泉は、第2条第2項に規定する「同意書取得の対象となる付近源泉」に含めないものとする。

（休止源泉等の復旧に係る許可申請）

温泉利用していたものの、現在、長期間埋没している源泉、温泉が湧出しない源泉又は湧出量の減少により利用されないまま放置され廃孔となった源泉を復旧しようとするときは、法第3条第1項又は法第11条第1項の規定による許可申請を、温泉所有者に対して行わせるものとする。

1-5. ガイドラインへの記載について考えられること

1) 未利用放流源泉による周辺環境への影響等に関して

放流の有無にかかわらず、未利用源泉に対する調査は現状で十分ではないので、その実態を把握する努力は必要である。

2) 未利用源泉の取り扱いに関して

温泉資源の保護と有効利用の推進、事故防止という観点からは、未利用放流源泉は廃止指導することが望ましい。公益侵害等が確認された場合にはただちに処置を行う必要がある。

現在、こうした指導を行うために考慮される放置期間として、2～5年とする地域が散見されている。

また、未利用源泉の場合でも有害物質や有害ガスを排出したり、放流している場合は、資源枯渇をまねく恐れがあるため、公益侵害等防止のために水質、有害物質や有害ガスの濃度、温泉資源動向を把握しておくことが重要である。

なお、可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉採取の事業廃止の届出に関する規定が設けられている（温泉法第14条の8第1項）が、改正法の施行前に温泉採取の事業廃止をしている場合には、この規定は適用されないの
で、危険性が予見される場合は早急な対処が必要である。

2. モニタリング

2-1. モニタリングにおける課題

都道府県では源泉所有者に源泉のモニタリングをするよう指導しているが、指導レベルではなかなか実現しないとの意見もある。モニタリングの実施は、法的規定や費用面の補助がないとなかなか普及しないのが現状であるのでモニタリングの必要性が伝わる工夫も必要である。また、平成24年度に実施した都道府県へのアンケートでは自治体でモニタリングを実施しているのは20都道府県程度で、そのデータに基づく具体的な検討までを行っている都道府県は12都道府県程度にとどまっている。

2-2. 都道府県におけるモニタリング実施状況の事例

立入検査に際し、モニタリング調査を行った事例、データの保管・活用状況についてのアンケートに対しては今回以下のような回答があった。

A 県

温泉保護地域（区域）を対象としたモニタリングを実施している。
測定方法：年1回の現地調査
測定項目：泉温、湧出量、水位
データの保管・活用状況；
データは保管し、結果の検討や解析を行っている。

B 県

県内の源泉を対象としたモニタリングを実施している。
測定方法：年1回の現地調査
測定項目：泉温、湧出量、電気伝導率
データの保管・活用状況：
データは、温泉の掘削等の申請があった際の審査資料や科学的影響調査を実施するための基礎資料としている。また、災害発生時や温泉湧出停止など突発事案の際に過去のデータなくして判断ができないことから、有事の有力な資料として活用できると考えている。

C 県

県内の源泉を対象としたモニタリングを実施している。
測定方法：3年に1回の現地調査
測定項目：泉温、湧出量、メタンガス濃度
データの保管・活用状況：
データは温泉管理システム等で管理し、温泉の掘削等の申請があった際の審査資料や保護対策の検討資料としている。

D 県

県内の利用源泉を 4 地区に分け、モニタリングを実施している。

測定方法：1 年に 1 地区（4 年で県内を一巡）の現地調査

測定項目：泉温、湧出量

データの保管・活用状況：

データは湧出状況の経年変化等を把握するために活用している。

E 県

過去に影響事例のある地域を対象としたモニタリングを実施している。

測定方法：源泉所有者に毎月報告徴収（温泉法第 34 条に基づく報告徴収）

測定項目：泉温、湧出量、水位

F 県

過去に水位低下の認められた地域を対象としたモニタリングを実施している。

測定方法：源泉所有者に委託している（3 源泉）。

測定項目：水位

データの保管・活用状況：

データは担当課で集計して、市町の求めがあった場合には提供している。

2-3. ガイドラインへの記載について考えられること

ガイドライン更新にあたり、モニタリングの実施をより推進するために下記の項目の記載について検討する。

① モニタリング方法、項目について

- ・ 温度、湧出量、水位に加えて、状況により成分濃度や電気伝導率に着目した項目の追加を行うことの必要性。
- ・ 事業者自らが行うモニタリングの方法、項目について（水位測定の重要性など）

② モニタリング結果の判断、活用について

- ・ モニタリングデータはグラフ化（見える化）することで資源動向を具体化できること。
- ・ モニタリングデータの情報の共有化。
- ・ モニタリング結果の集計を行うことで、各源泉所有者及び各都道府県で実施されることが審議や許可の際の判断材料にもなること。
- ・ モニタリング結果の有効活用の事例。

③モニタリング実施の啓蒙活動、指導について

- ・ 新規開発には、地域資源保護の観点から温度、湧出量、水位の基本項目のモニタリングを各都道府県が事業者等に対して促すことが必要であり、機器設置による客観的な観測も実施すべき。
- ・ モニタリングを許可制度に関連付けて実施し普及させること。

3. 条件付き許可

3-1. 条件付き許可における課題

平成 24 年度における有識者および都道府県からのヒアリングにおいて提示された課題は以下の通りである。

- ・ 設定した条件が守られているのか確認するにはどうするのか、違反があった時の対処はどうかということも問題となる。
- ・ 条件の内容は法律の目的に沿ったものでなければならないが、温泉源の保護だけでは公益の範囲が狭すぎるのももう少し公益の幅を広げて考えないと、許可に条件を付けるという仕組みをうまく活用できないと思う。
- ・ 都道府県からは許可条件の設定可能な範囲を判断しがたく、また、科学的根拠が十分でない条件を付けにくいという意見もある。

3-2. 各都道府県における対応について

今回、都道府県に実施したアンケートによる許可条件の違反事例については以下の回答があった。

○許可条件内容と違反对応事例についての都道府県アンケート結果

質問	揚湯量等を許可条件とした場合、掘削工事完了後及び温泉利用後（運用後）において、当該条件違反があり指導を行った事例がございましたらお聞かせください。	
回答	事例あり	事例なし
集計	6	37

さらに設定した条件の事後確認の方法や、違反があった場合の対応については下記の様な事例がある。

○揚湯量を許可条件としていた事例

A 県

許可揚湯量を上回って利用している実態がわかり、当該源泉所有者に対し、許可揚湯量以内で揚湯するよう指導を行った。

B 県

許可揚湯量を上回って利用していたため、動力装置の許可申請をするよう指導した。事業者は、揚湯試験を実施して、新たな揚湯量で動力装置許可申請を行った。

○動力装置の規格上限を許可条件としていた事例

C 県

動力（ポンプ）の更新にあたり、手続きをせずに条件の規格以上の動力装置を行っていたことがわかり、許可条件以下の規格の動力装置へ戻すよう指導を行った。

D 県

揚湯量が減少したという理由で動力装置を手続きなしに変更していたため、動力装置許可申請を行うよう指導を行った。

3-3. 条件の設定方法や考え方についての有識者からの意見

- ・ 各都道府県で条例等に盛り込むことは可能か。
- ・ モニタリングを条件として付けることは有効な処置である。
- ・ 動力申請時に条件を付ける場合があるが、最初にかけた条件を、温泉を使用していく中で変えることができないか。
※湧出量が減る（水位が低下する）ケースであり、許可条件の変更が必要となる場合も考えられるため。
- ・ 温泉というものが不確実であることに鑑みれば、当初設定される条件は温泉資源保護の観点から厳しいものにならざるを得ない。しかしながら、当該条件では事業者の事業範囲を制約することになるので、適切なモニタリング等を実施することにより、必要に応じて都道府県等が条件の見直しを行うことも想定される。

3-4. ガイドラインへの記載について考えられること

現状で条件付き許可が有効に機能しているケースもあることから、各都道府県での許可条件設定事例を参考にその有効性とあり方、適用範囲について整理することが考えられる。現在、各都道府県で設定されている条件について下記の通り例示する。

- ・ 条件付き許可の有効性と適用可能範囲について
- ・ 条件の設定について
- ・ 【各都道府県で設定されている条件の一例】
- ・ ○法第3条について
- ・ ○法第11条について

4. 公益侵害の種類

平成 24 年度に実施した都道府県アンケートにおいては、公益侵害の種類について判断が難しい状況にあるとの意見があった。具体的にはその設定範囲が明確でなく、対応が異なっているという意見もあった。

本項目については更なる詳細な検討が必要であると考えられるが、当面の課題としては以下の内容が想定される。

①温泉資源保護ガイドラインで示されている公益侵害

②今後想定される公益侵害の内容について

- ・新たな公益侵害対応例は存在するのか。
- ・その他

5. その他

- ・温泉採取量の規制
- ・水収支、熱収支における考え方

等